

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

マイナンバーカードの健康保険証利用がはじまりました。健康保険証として利用するためには、まずマイナポータルでの申し込みが必要です。食品国保組合では、健康保険証として利用するために必要な初回登録がいつでもできるように、事務所内に IC カードリーダーを設置しております。ご自身での初回登録が難しい方は、食品国保事務所内に設置している、IC カードリーダーをご利用いただき、健康保険証として利用するための初回登録を進めて下さい。

※お手続きにはマイナンバーカードが必要です。

登録後の利用方法

- ・医療機関や薬局でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで健康保険証として使えます。

※かざした後、顔写真で本人を確認します。

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。



⇐このポスターとステッカーの貼ってある医療機関・薬局で使えるようになります。
※貼っていない医療機関・薬局では、従来通り健康保険証が必要です。

●ポスター：院内に掲示

●ステッカー：受付や入口に掲示

初回登録の事前準備

- ① 事前に準備するもの
事前申込者のマイナンバーカードと数字4桁の暗証番号
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
または、パソコン+ICカードリーダー ※食品国保事務所に設置。
- ③ 利用するブラウザ用のマイナポータル(アプリ)のインストール



京都市食品衛生国民健康保険組合

TEL075(254)8383 FAX075(254)8422

E-Mail : shokuhin@alpha.ocn.ne.jp URL : <https://kyoto-shokuhin.jp>